『家族生活（費）保障保険』+『三大疾病保障保険・健康づくりサポート』

〈引受保険会社〉明治安田生命保険相互会社

（健康応援プログラム）

※【契約概要】【注意喚起情報】は別冊のP51～52に記載しています。ご加入前に本パンフレットとあわせて必ずご確認のうえ、お申込みください。

ご加入対象	退職後継続	記入例ページ	留意点ページ	別冊ページ
本人・配偶者	×	申込書裏面	P.31～34	P.51～52

年金払特約付団体定期保険【生命保険】、健康づくりサポート、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約［Y］付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】

家族生活（費）保障保険

●万一の時残されたご家族のために・・・死亡・高度障害のリスクに備える保障です。

生活保障資金：基本

家族の生活保障資金として

●生活のリズムが順調な場合は問題ありませんが…

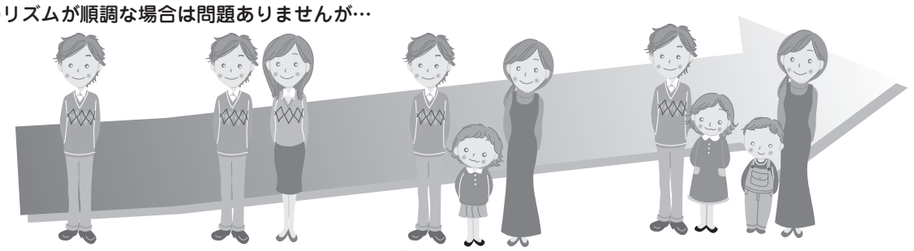

●万が一、死亡・高度障害により生活リズムが崩れた場合

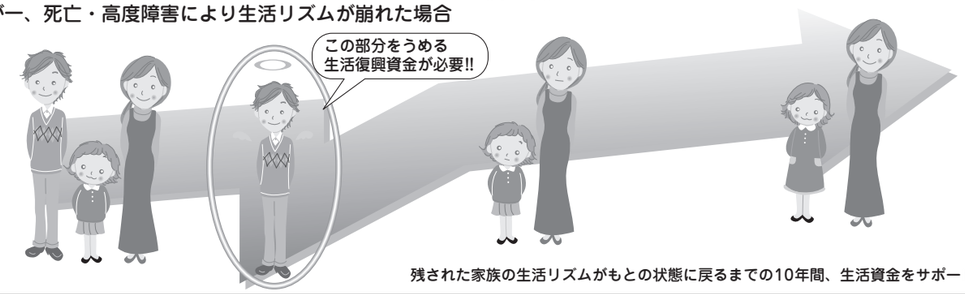

残された家族の生活リズムがもとの状態に戻るまでの10年間、生活資金をサポートします。

だからプラス 「遺児教育資金（※1）」ご加入により、生活保障資金とは別にお子様の教育資金に備えることが可能です。

遺児教育資金：充実

遺児教育資金として

●万一（死亡・高度障害）の場合のお子様の教育資金確保を目的とした保障です

※1コース　年金原資　564万円の場合

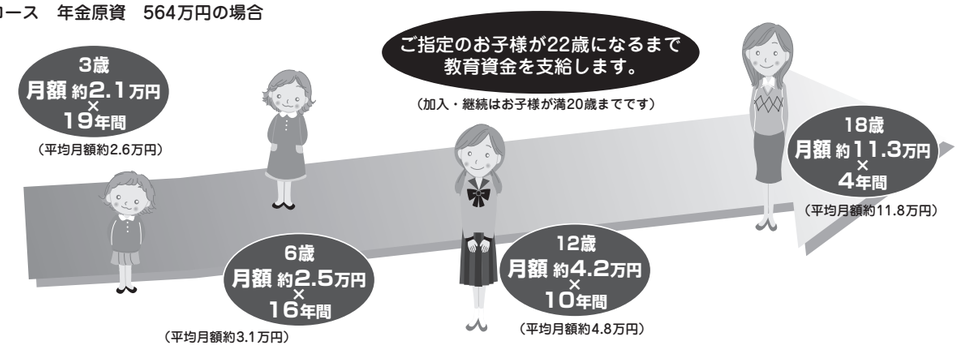

★遺児教育資金の受取人はご指定のお子様になります。
★記載の月額は初年度のものです。受取期間中、月額は毎年3%逓増します。
★記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
★お子様が満21歳に到達すると自動脱退となります。
★お子様ごと別々のコースでの加入は出来ません。全て同一のコースでお申込みください。

※遺児教育資金1コース加入の場合

（※1）生活保障資金に加入することが条件です。

だからプラス

三大疾病時の保障・健康づくりサポート

●健康で長生きするために・・・三大疾病のリスクに備える保障です。

オプション

三大疾病保障保険（※2）

健康増進に取組んでいても、恐ろしい三大疾病は突然襲ってきます。

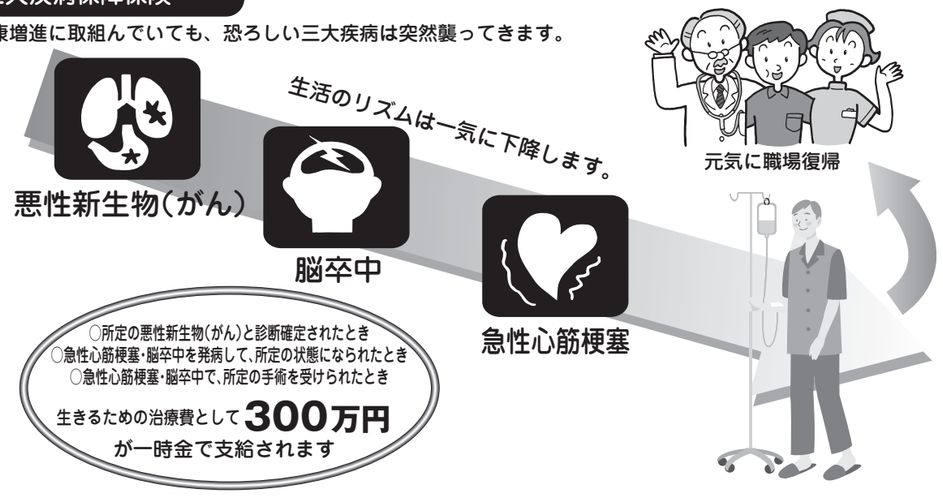

（※2）家族生活（費）保障保険（生活保障資金）に加入することが条件です。

だからプラス 生活習慣やストレスにより健康をそこなう前に・・・ご自身の健康維持のためのサポートです。

追加オプション

健康づくりサポート（※3）

ココロとカラダの健康づくりをサポートする7つのメニュー！

月額 200円

一次予防「健康増進」

二・三次予防「早期発見・再発防止」

1. 季刊誌「健康情報」 お届け（年4回）
2. ヘルシーファミリー倶楽部 ご利用はWebで
3. 相談ダイヤル お電話で
4. WELBOX ご利用はWebで
5. CLUB FUJITA お電話で
6. テレセカンド® お電話で
7. ホスピサーチ® お電話で

※「健康づくりサポート」は明治安田ライフプラセンター（株）が提供するサービスです。
※サービス概要はP30にてご確認ください。
※「健康づくりサポート」は三大疾病保障保険とのセット加入となります。

季刊誌「健康情報」

※表紙のサンプル

ヘルシーファミリー倶楽部

※イメージ画像

WELBOX

※イメージ画像

（※3）三大疾病保障保険に加入することが条件です。

家族生活（費）保障保険について

〈引受保険会社〉明治安田生命保険相互会社

家族生活(費)保障保険は、死亡保険金を年金原資として遺族が受け取れるというコンセプトに基づく制度ですが、ご請求者の希望により一時金で受け取ることも可能です。

意向確認【ご加入前のご確認】 団体定期保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長 **死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。**

保障内容と月額保険料（※受取期間中、年金月額は毎年3%逓増します。）

生活保障資金　基本

万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、残されたご家族のための生活費を確保するプランです。

本人加入コース

死亡・高度障害のとき　※61歳以上は、役員の場合です。

コース	初年度年金月額	最終年度年金月額	平均年金月額	支給期間	年金受取総額	年金原資 死亡・高度障害保険金	月額保険料(概算)(単位:円) 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2021年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。		
	約　万円	約　万円	約　万円		約　万円	万円	年　齢	男　性	女　性
1コース	4.7	6.0	5.4	10年	651	628	18歳～35歳	659	446
							36歳～40歳	823	703
							41歳～45歳	1,093	848
							46歳～50歳	1,539	1,174
							51歳～55歳	2,211	1,564
							56歳～60歳	3,165	1,966
							61歳～65歳	4,810	2,587
							66歳～70歳	7,103	3,467
	約　万円	約　万円	約　万円		約　万円	万円	年　齢	男　性	女　性
2コース	9.5	12.1	10.8	10年	1,302	1,256	18歳～35歳	1,319	892
							36歳～40歳	1,645	1,407
							41歳～45歳	2,185	1,696
							46歳～50歳	3,077	2,349
							51歳～55歳	4,421	3,127
							56歳～60歳	6,330	3,931
							61歳～65歳	9,621	5,175
							66歳～70歳	14,205	6,933

表中記載以外の年齢の方の保険料は保険会社までお問い合わせください。

配偶者加入コース

配偶者に万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、あなたにホームヘルパー援助費などとして10年間支払われます。

■配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

死亡・高度障害のとき

コース	初年度年金月額	最終年度年金月額	平均年金月額	支給期間	年金受取総額	年金原資 死亡・高度障害保険金	月額保険料(概算)(単位:円) 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2021年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。		
	約　万円	約　万円	約　万円		約　万円	万円	年　齢	男　性	女　性
1コース	2.8	3.6	3.2	10年	391	377	18歳～35歳	396	268
							36歳～40歳	494	422
							41歳～45歳	656	509
							46歳～50歳	924	705
							51歳～55歳	1,327	939
							56歳～60歳	1,900	1,180
							61歳～65歳	2,888	1,553
	約　万円	約　万円	約　万円		約　万円	万円	年　齢	男　性	女　性
2コース	4.7	6.0	5.4	10年	651	628	18歳～35歳	659	446
							36歳～40歳	823	703
							41歳～45歳	1,093	848
							46歳～50歳	1,539	1,174
							51歳～55歳	2,211	1,564
							56歳～60歳	3,165	1,966
							61歳～65歳	4,810	2,587

■配偶者の年金原資(死亡保険金額・高度障害保険金額)は本人と同額以下としてください。
■本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
■保険料は毎月の給与から控除します。(初回は、5月給与から)

保険金に対する課税について

1.死亡保険金(年金受取とした場合も含む)を受けとられた場合の課税関係

死亡保険金を受けとられた場合は、保険料負担者、被保険者、保険金受取人の関係によって、右のような課税対象となり、納付すべき税額がある場合は、申告が必要となります。
㊟高度障害保険金は、被保険者が受取人の場合は、課税されません。

(例)

保険料負担者	被保険者	保険金受取人	対象となる税金
加入者本人	加入者本人	配偶者・こどもなど	相続税
加入者本人	配偶者	加入者本人	所得税(一時所得)
加入者本人	配偶者	その他	贈与税

2.年金を受けとられた場合の課税関係

毎年支払われる年金の受けとり時には、だれが保険料を負担しているかに関係なく、雑所得となります。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

加入資格

※詳細についてはP31をご確認ください。

本　人…本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2021年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（なお、在職中は満60歳6カ月まで、役員は満80歳6カ月まで継続できます。）
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2021年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません。）

たかもとプラス　「遺児教育資金」ご加入により、生活保障資金とは別にお子様の教育資金に備えることが可能です。

遺児教育資金　充実

本人に万一のこと（死亡・高度障害）があった場合、死亡保険金（年金原資）を指定した受取人（満20歳までのこども）が年金（教育資金）として22歳になるまで受け取る制度です。
※生活保障資金とセットでご加入ください。（満20歳までのお子様3名まで加入できます）

お子様一人あたりの月額保険料（概算）

年齢はご本人の保険年齢です。
保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2021年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

■記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
■保険料は毎月の給与から控除します。(初回は、5月分給与から)
■遺児教育資金のご加入に際しては、ご加入者ご本人について告知ください。
■遺児教育資金のみの加入はできません。
■お子様ごと別々のコースでの加入は出来ません。全て同一のコースでお申込みください。
■本制度は、主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約)をセットしたものです。
■生活保障資金と遺児教育資金は、同一の団体定期保険で運営されています。
従って、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
■遺児教育資金は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。
■死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(単位:円)

コース	満20歳までのお子様1名あたり(3名まで加入可)		
1コース	年金原資（死亡・高度障害保険金）564万円		
	年　齢	男　性	女　性
	18歳～35歳	592	400
	36歳～40歳	739	632
	41歳～45歳	981	761
	46歳～50歳	1,382	1,055
	51歳～55歳	1,985	1,404
	56歳～60歳	2,843	1,765
	61歳～65歳	4,320	2,324
	66歳～70歳	6,379	3,113
3コース	年金原資（死亡・高度障害保険金）400万円		
	年　齢	男　性	女　性
	18歳～35歳	420	284
	36歳～40歳	524	448
	41歳～45歳	696	540
	46歳～50歳	980	748
	51歳～55歳	1,408	996
	56歳～60歳	2,016	1,252
	61歳～65歳	3,064	1,648
	66歳～70歳	4,524	2,208

万一(死亡・高度障害)の場合、その時点でのお子様の年齢による月額教育資金目安(受取月額は毎年3%逓増します)

(単位:円)

1コース	お子様の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	初年度月額(支給期間)	約1.8万(22年)	約1.8万(21年)	約2.0万(20年)	約2.1万(19年)	約2.2万(18年)	約2.4万(17年)
	お子様の年齢	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
	初年度月額(支給期間)	約2.5万(16年)	約2.7万(15年)	約2.9万(14年)	約3.2万(13年)	約3.5万(12年)	約3.8万(11年)
	お子様の年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
	初年度月額(支給期間)	約4.2万(10年)	約4.8万(9年)	約5.4万(8年)	約6.2万(7年)	約7.4万(6年)	約8.9万(5年)
	お子様の年齢	18歳	19歳	20歳			
	初年度月額(支給期間)	約11.3万(4年)	約15.2万(3年)	約23.0万(2年)			
3コース	お子様の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	初年度月額(支給期間)	約1.2万(22年)	約1.3万(21年)	約1.4万(20年)	約1.5万(19年)	約1.5万(18年)	約1.7万(17年)
	お子様の年齢	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
	初年度月額(支給期間)	約1.8万(16年)	約1.9万(15年)	約2.1万(14年)	約2.2万(13年)	約2.5万(12年)	約2.7万(11年)
	お子様の年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
	初年度月額(支給期間)	約3.0万(10年)	約3.4万(9年)	約3.8万(8年)	約4.4万(7年)	約5.2万(6年)	約6.3万(5年)
	お子様の年齢	18歳	19歳	20歳			
	初年度月額(支給期間)	約8.0万(4年)	約10.7万(3年)	約16.3万(2年)			

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※申込書記入例は、申込書裏面に記載しております。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P31、33～34

三大疾病保障保険・健康づくりサポート

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約［Y］付集団月掛扱無配当
特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】、健康づくりサポート

〈引受保険会社〉明治安田生命保険相互会社

（健康応援プログラム）

健康づくりサポート
気づき　行動　増進
「健康増進」と「生活習慣病予防」
→ 三大疾病保障保険が経済的サポート

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず三大疾病保障保険とセットでご加入ください。

意向確認【ご加入前のご確認】 無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長
- **三大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費として保険金をお支払いします。**
- **死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。**

（1）三大疾病保障保険 リビング・ニーズ特約付、代理請求特約［Y］付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】

【加入対象区分：本人・配偶者】

※家族生活（費）保障保険（生活保障資金）とセットでご加入ください。

○所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき
○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
○急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき
特定疾病保険金 **300万円**

○死亡・所定の高度障害のとき
死亡・高度障害保険金 **300万円**

＊特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

●被保険者が加入日（＊）以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
特定疾病保険金	●悪性新生物（がん）	加入日（＊）前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物（乳がん）」については、加入日（＊）からその日を含めて90日を経過した後、加入日（＊）前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物※4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日（＊）以後に発生した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日（＊）以後に発生した疾病※5を原因として、脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金		死亡されたとき	――
高度障害保険金		加入日（＊）以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき	――

保険金のお支払いについて、本パンフレットの33～34ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

※1　お支払対象とならない疾病には、左記のほか、無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）普通保険約款「付表1　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。
※2　ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日（＊）以後に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
※3　診断確定は、病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
※4　「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。
なお、国際対がん連合（ＵＩＣＣ）のＴＮＭ分類が「Ｔａ」（膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん）、「Ｔｉｓ」（上皮内がんまたは非浸潤がん）はお支払対象外です。
※5　疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
※6　「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の産業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
※7　急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

≪リビング・ニーズ特約≫ 余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

月額保険料〈保険期間1年、集団月掛扱月払、保険金額300万円〉

年齢	保険料 男性	保険料 女性
18～20歳	543 円	468 円
21～25歳	699 円	543 円
26～30歳	714 円	669 円
31～35歳	864 円	918 円
36～40歳	1,140 円	1,311 円
41～45歳	1,551 円	1,878 円
46～50歳	2,535 円	2,349 円
51～55歳	4,158 円	3,051 円
56～60歳	6,465 円	3,741 円
61～65歳	10,035 円	5,274 円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2021年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

●加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり　約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
●この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。
記載の保険料は総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。
その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
●記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
●保険料は5歳ごとの年齢群団となります。（5歳ごとに保険料が変わります）
●保険料は毎月の給与から控除します。（初回は5月分から）
●保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。
＊この保険には満期保険金はありません。　＊この保険には自動振替貸付制度はありません。　＊現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P32～34

（2）健康づくりサポート

サービス運営費　月額200円

サービスの概要　疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。

疾病予防の考え方
- 一次予防「健康増進」　生活習慣等の見直し・改善により病気そのものの発生を予防
- 二次予防「早期発見」　早期発見・早期治療により、病気が進行しないうちに治療
- 三次予防「再発防止」　必要な治療・リハビリ等により、機能の維持・回復を図る

一次予防に対応したサービスメニュー

●季刊誌「健康情報」
健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌を年4回お届け。（日経ヘルス編集）

●ヘルシーファミリー倶楽部
最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に100冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。

●相談ダイヤル
様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただける専門窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護・・・。ご相談には専門スタッフ（看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネージャー等）が責任を持って対応。
※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

二次・三次予防に対応したサービスメニュー

●テレセカンド®
病院に受診することなく、名医（＊）による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。
●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定
●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート

●ホスピサーチ®
名医が在籍する医療機関の情報（「医療機関名」及び「診療科」）をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。
●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能
●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

＊名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は全てのがん、心臓疾患、脳（神経）疾患などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors,Incの商標です。

●WELBOX（ウェルボックス）
国内約27,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。

●CLUB FUJITA
藤田観光が運営するウィスタリアンライフクラブ（全国7施設）を優待料金で利用可能。
〈神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・軽井沢高原〉

「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間1年間（2021年5月1日～ 2022年4月30日）で以後毎年更新します（自動更新）。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円（月額、消費税を含む）をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。（※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。）

個人情報に関する取扱いについて

1．**個人情報の利用目的**
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
2．**個人情報の取扱いの委託について**
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社（以下、当社といいます。）が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
3．**保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について**
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。
【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター（株）（事務委託先）
団体サービス部　生活・健康サービスグループ
03－5952－5069
4．**個人情報提供の任意性**
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。
健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

「健康づくりサポート」加入者規約

第1条（目的）
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社（以下、当社といいます）が健康づくりサポートの加入申込みをされた方（以下、加入者といいます）に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。
加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティー・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
第2条（加入資格等）
1．加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
2．加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
第3条（運営費）
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額（消費税を含む）をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。
第4条（加入者証の付与）
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
第5条（健康情報の提供）
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
第6条（サービスの内容）
1．サービスとは、以下のものを指します。
① 健康情報に関するサービス
（1）健康情報誌等による各種健康情報の提供
（2）電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
（3）その他
② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2．当社が第1条の目的に沿い提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。
3．予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。
第7条（届出事項の変更）
1．加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。
2．前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。
第8条（脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い）
1．加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。
2．何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。
3．加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。
4．第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。
第9条（加入期間）
1．加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。
サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。
2．特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。
第10条（データ保護）
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。
第11条（規約の変更）
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。
第12条（契約の終了）
1．本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。
2．本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社
【サービス内容等に関するお問い合わせ先】　健康づくりサポート事務局：0120－567－074（平日9:00～17:00）

ご加入にあたっての留意点（必ず、お読みください。）

家族生活（費）保障保険

1.加入資格（遺児教育資金ご加入に際しては、本人について告知ください。）

本　人…本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2021年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（なお、在職中は満60歳6カ月まで、役員は満80歳6カ月まで継続できます。）
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2021年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません。）

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者
【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
本人･配偶者共通
【過去12ヵ月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

2.継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。
なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

3.保険期間

１年間（2021年5月1日～2022年4月30日）で以後毎年更新します。
保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

4.配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
（三大疾病保障保険には、配当金はありません。）

5.年金払特約

１．年金の種類と型	●年金支払期間は、コースによって決まります。（逓増型確定年金です） ●基本年金額は毎年、逓増いたします。（逓増率単利3％）
２．配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
３．年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
４．年金のお支払い	●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
５．年金払の対象となる保険金	●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。但し、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

MY－A－21－団－000756

6.引受会社

［引受会社］明治安田生命保険相互会社（事務幹事）

日本生命　第一生命　住友生命　富国生命　大同生命　大樹生命　ジブラルタ生命　東京海上日動あんしん生命
SOMPOひまわり生命　メットライフ生命　三井住友海上あいおい生命

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。
この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

三大疾病保障保険

1.加入資格

本　人…家族生活(費)保障保険に加入の本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2021年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方(なお、在職中は満60歳6カ月まで継続できます。)
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2021年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方(継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません)

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者
【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
本人･配偶者共通
【過去３ヵ月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。
（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去５年以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。

〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。
※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
※加入日(＊)よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には、加入日(＊)以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金のお支払いの対象になりません。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

2.保険期間

１年間（2021年5月1日～2022年4月30日）で以後毎年更新します。

3.リビング・ニーズ特約

【保険金のお支払事由について】
●ご請求の際に被保険者の余命が６か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング･ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が１年のご契約の場合は満了前１年間であってもご請求できます。
●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。
●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が６か月以内と判断されるとき」に該当しません。
（１）被保険者の余命が６か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が６か月以内ではなくなったと判断される場合
（２）被保険者の余命が６か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】
●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お１人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。
●『死亡保険金額』は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。
●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。
●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。
【お支払金額について】
●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。）
【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】
●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。
(1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
(2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき
(3)戦争その他の変乱によるとき
●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

ご加入にあたっての留意点（必ず、お読みください。）

4.代理請求特約［Y］について

代理請求特約［Y］の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。
（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の１～５のうちのいずれかの方となります。
1．被保険者の戸籍上の配偶者
2．被保険者の直系血族
3．被保険者の兄弟姉妹
4．被保険者の３親等内の親族
5．次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
ア．上記１～４以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
イ．被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）

＊保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
＊保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約［Y］を付加することはできません。
お支払いした保険金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。
保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。
ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約［Y］の詳細は「ご契約のしおり　約款」に記載されています。必ずご確認ください。
指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

三大疾病保障保険　ご契約の詳細
ご契約の詳細は、「ご契約のしおり　約款」に記載されています。
「ご契約のしおり　約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。
【「ご契約のしおり　約款」記載事項の例】
●お申込の撤回（クーリング・オフ）について　●解約と返戻金について　●健康状態等の告知義務について
●保険金等をお支払いできない場合について　●契約内容の変更等について　●「生命保険契約者保護機構」について
【お取扱できない事項の例】
・保険期間中の保障額の増額・減額はできません　・保険期間の変更はできません　・保険料の払込方法の変更はできません
●引受会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

引受会社　明治安田生命保険相互会社
総合法人第二部法人営業第三部　〒107－0052　住所：東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館23階 TEL：03-3560-5736
この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニーズ特約付、代理請求特約［Y］付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

MY－A－21－特疾－000757

家族生活（費）保障保険、三大疾病保障保険

1.ご加入に際して

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

	家族生活（費）保障保険	三大疾病保障保険
申込方法・自動更新の取扱い	所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	
		保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が60歳（配偶者は65歳）を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は１年です。**※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。**
申込締切日	合同募集申込締切日　2021年2月12日（金）	
保険金のお支払い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（＊）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。なお、特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 ◆詳細は29ページをご覧ください。
高度障害状態とは	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（＊）以後の傷害または疾病によりつぎの１項目に該当する場合をいいます。 1．両眼の視力を全く永久に失ったもの 2．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6．1上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7．1上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後に発生した傷害または疾病によりつぎの１項目に該当する場合をいいます。 1．両眼の視力を全く永久に失ったとき 2．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3．中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6．1上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7．1上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったとき ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、１年経過後にも取消しとなることがあります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 **1．死亡保険金について** ①被保険者が加入日（＊）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） **2．高度障害保険金について** ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、２年経過後にも取り消しとなることがあります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき **1．死亡保険金について** ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） **2．高度障害保険金について** ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
保険会社からのお願い・ご注意	＜保険金のご請求について＞ ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから３年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 ＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞ ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。	

＜家族生活（費）保障保険＞

●相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

＜三大疾病保障保険＞

●当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
●保険金のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html）をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

個人情報に関する取扱いについて　＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞（家族生活（費）保障保険、三大疾病保障保険共通）

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、予会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp）をご参照ください。
－死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。